

令和3年9月2日  
防災街づくり担当部  
建築安全課

議会の委任による専決処分報告  
(原動機付自転車事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和3年2月16日(火)午後4時05分頃  
(天気:晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区駒沢一丁目22番先路上(裏面参照)
- (3) 相手方 [REDACTED]  
[REDACTED] (以下、「乙」という。)
- (4) 事故内容 世田谷区(以下、「甲」という。)建築安全課職員の運転する原動機付自転車が現場調査より帰庁する途中、信号のない交差点で一時停止後に前進したところ、右側からきた相手方車両の左後方側面に接触した。
- (5) 損傷の程度 甲 人身:なし  
物損:前かごのへこみ  
乙 人身:なし  
物損:車両左後方側面のこすり傷
- (6) 過失の割合 甲 9割 ・ 乙 1割

2 乙への損害賠償額 物損 175,428円  
(自動車保険により全額補てんされる。)

3 専決処分日 令和3年6月29日

